

(平成25年2月6日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認北海道地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

- | | |
|-------------------------------|-----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 1 件 |
| 国民年金関係 | 1 件 |

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年1月から同年3月まで

私は、昭和46年4月から地元の商店に勤め始めたが、給料が安かったため、実家の家業の手伝いもしていたので、私の国民年金保険料は父が納付してくれていた。

申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間である上、申立人は、申立期間を除く国民年金被保険者期間の国民年金保険料を全て納付している。

また、申立期間に申立人と同居していた国民年金被保険者である家族は全て申立期間の国民年金保険料を納付しており、申立人の保険料を納付していたとする申立人の父親は、申立期間を含む昭和40年4月以降の保険料を全て納付していることから判断すると、申立人の父親の保険料の納付意識は高かったものと考えられ、納付意識の高かった申立人の父親が申立期間の保険料を納付したのもと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。